

公益社団法人金沢市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人金沢市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員（以下「会員」という。）の就業に関する事項を定めるものとする。

(努力義務)

第2条 センターの会員はお互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力しあって、会員自信の創意性を発揮しながら、働く機会を拓げ、その健康と福祉を増進するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 会員は就業にあたって、その信条や性別、社会的地位、門地、国籍、あるいは宗教などの理由で差別的な取り扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受け、センターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業内容・条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第5条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順や作業内容、時間、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとする。また、センターは会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

2 会員は作業日報を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を作業日報に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の修了又は作業日報の締切り期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、会員の就業にあたり、会員の安全衛生及び災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(職業上の留意事項)

第7条 会員は就業にあたり、次の事項に留意しなければならない。

(1)センターから提供された仕事については、誠実に履行するよう努めること。

- (2)やむを得ない事情により、約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。
- (3)就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4)就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第3章 災害等の補償及び福利厚生措置

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者及び会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて、指示に従うこと。

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額は会員の負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生した時、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(福利厚生措置)

第10条 センターは、会員の健康と福祉の増進ならびに会員の生活感の充実や親睦を図るために、レクリエーションその他の福利厚生に関する措置を行うものとする。

第4章 雑 則

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和55年12月24日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。
- 2 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成24年4月1日から施行する。